

【米国】 適合証明書情報の電子申請がスタートします

2025年1月8日、米国にて規制対象となる消費者製品の適合証明書の要件を定める規則 [16 CFR Part 1110](#) が改定されました。これにより、米国消費者製品安全委員会（CPSC）の規制対象製品を米国に輸入する際には、適合証明書情報を米国税関・国境取締局（CBP）に電子申請する義務が生じます。

衣料品を含むほとんどの規制対象製品への要件は2026年7月8日に適用開始となります。試験の取得、適合証明書の作成と併せて電子申請の準備が必要です。

適合証明書

CPSCの規制対象製品は、米国への輸入時に適合証明書によって該当する安全基準への準拠を証明しなければなりません。適合証明書には、一般適合証明書(GCC)と子供向け製品証明書(CPC)の2種類があります。詳しくは当センターホームページの[アメリカの法律と表示](#)をご覧ください。

繊維製衣料品に適用される可能性のある安全基準の例：

- 衣料用生地可燃性基準
- 子供用スリープウェア可燃性基準
- 鉛含有量
- フタル酸エステル含有量
- スモールパーツ
- 子供用アッパーアウターウェアの引き紐仕様

当センターでは、各種試験及びGCC作成サポートサービスを実施しております。

eFiling プログラム

規制対象の消費者製品の輸入者は、輸入申告時に米国税関・国境取締局（CBP）のACEシステムに適合証明書に含まれる情報を電子申請することが義務付けられます。

eFilingとは、適合証明書に含まれる右記の情報をCBPに電子申請するためのCPSCのプログラムです。

電子申請や、CPSCが開発した電子申請に役立つ製品登録システム（Product Registry）についての更に詳しい情報は、[CPSCウェブサイト](#)でご確認いただけます。

電子申請が必要な情報

- 完成品の識別情報
- 安全基準への適合性を証明する当事者
- 適用される安全基準
- 完成品の製造年月と製造地
- 試験日と試験場所
- 試験記録の保管者と連絡先情報

お問い合わせ

eFiling プログラムについて：

サステナビリティ経営推進部グローバルテクニカルサポート室
TEL：03-6736-5408 e-mail：techsupport@kaken.or.jp

可燃性試験・GCC作成サポートについて：

東京事業所 川口ラボ TEL：048-258-3277
大阪事業所 資材ラボ TEL：06-6441-6756